

○上天草市病院事業長期継続契約を締結することができる契約を定める規程

平成25年3月29日病院事業管理規程第1号

上天草市病院事業長期継続契約を締結することができる契約を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市長期継続契約を締結することができる契約の設置条例（平成17年上天草市条例第69号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、上天草市病院事業において長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、条例第2条に規定する契約とし、同条第5号に規定するその他の業務の委託契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療用機器の保守管理業務の委託契約
- (2) 病院に備え付けて使用する機器の保守管理業務の委託契約
- (3) 検体検査の業務の委託契約
- (4) 廃棄物の収集運搬及び処理業務の委託契約
- (5) 前各号のほか病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）が特に必要があると認めたもの

(契約期間)

第3条 前条第1号及び第2号に規定する契約の期間は、5年を超えることができない。ただし、事業管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第3号から第5号までに規定する契約の期間は、3年を超えることができない。ただし、事業管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。